時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり ● 時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿七年七月三十一日火曜日
舊暦甲午六月廿九日（甲、戌）
日出午前四時四十九分　日入午後六時四十五分
月出午前二時三十五分　月入午後六時四分
滿潮午前三時二十三分　午後三時五十八分
（西暦一千八百九十四年）
年始より二百十二日　年末まで百五十三日

時事新報の特派員

今度の朝鮮事件は其起因、東學黨の內亂なれども延て日清兩國の間に波瀾を生じ今後の成行は刮目して見るべきものあらん本社は此際の報道を詳かにして讀者に遺憾なからしめんが爲め左の各地に社員を特派せり

朝鮮京城仁川間　高見龜氏
朝鮮仁川　杉幾太郎氏
馬關　山崎知遠氏
京城への途中　石川信氏

尙ほ事の模樣に依りては引續き社員を特派する覺悟なるを以て本社は豫め部署を定め後報の到るを待つ

時事新報

平和を破る者は支那政府なり

今回の朝鮮事件に付き英露等の諸外國は最初より日清兩政府の間に周旋して種々に平和の勸告を試みたるよし畢竟國交際上の好意に出でたるものにして去る二十九日の紙上に掲げたる獨逸、露國、佛國及び伊太利の四國は英國の發意に從ひ日清間の戰爭を豫防せんとする英國の盡力を補助す可き旨を其公使に訓令したりと云々の倫敦電報の如き其文意明了ならざれども何れ日清間に仲裁を試みて戰爭に至るを防がんとするの意味なる可し果して斯る事實のありたるや否やは知らざれども若しも之ありとせば今日の場合に及んでは我政府は其好意を謝すると共に何分にも其仲裁には應じ難き旨を答へたるみならんと我輩の敢て信ずる所なり抑も今回の事に付き日本は最初より平和を旨として毫も他意あるみとなし本來朝鮮の改革を促すの一事は日韓兩國間の交涉にして敢て他國に關係あるに非ず日本一國にて之に任ずるも實際に差支なき所なれども斯くては事態妙ならざればとて特に隣國の友誼を重んじて協同の事を支那政府に申込みたるに彼は如何なる存意にや我申込を拒絶したるより止むを得ずして獨力を以て朝鮮政府に勸告し其改革を促したる次第なり然るに彼は我が協同の申込を拒絶したるにも拘はらず外國政府に泣付て頻りに仲裁の事を依賴し或は條件を付して朝鮮の改革に同意す可しとの口氣を現はしたるみともありと云ふ前にも述べたる如く日本政府は最初より獨力を以て事に當らんとしたるに非ず彼と事を共にするは素より望む所なれば彼にして果して前非を悔めて共に隣國の改革に從事せんとならば決して之を拒むものに非ずと雖も既に朝鮮政府に對して要求の個條を申出したる以上は今更ら支那と事を共にする一段に立至りても其要求は日本國の體面に於て斷じて取消すを得ず左れば改革の成行は其儘として今後の始末に就て彼我の協議を要するの外に事を共にするの道はある可らずして思ふに我政府の決意も定めて此邊に在りしみとならんなれども彼が或ば我に用意す可しとの口氣を現はしたるは果して眞實の意に出でたるものか或は何か爲めにする所ありて唱へたるものか我政府は飽までも平和を旨として彼の口氣に耳を傾けたるにも拘はらず遂に其事實の實際に現はれざりしを見れば眞實の意に出でたるものに非ざるは自から明白なるが如し右は今日までの成行にして彼にして果して平和を欲するの心あるに於ては彼我の間に協同を見るの機會は乏しからざりしに兎角辭を曖昧にして同意するが如くせざるが如く遂に斯る機會を空ふしたるは實際には何か爲めにする所あるが爲めなりと認めざるを得ざるのみならず既に今日と爲りては假令ひ彼が從來の擧動を謝して協同の事を求め來るも我に於ては最早や彼と協同するの必要なしと云ふ其次第は外ならず今や朝鮮政府は非常の奮發を以て自から體面を一新し諸般の改革の如きも速に着手するに決したるよしなれば我政府の要求の如き我より之を促さゞるも自然に行はるゝみとにして力を以て強行せしむるの必要はある可らず況んや支那政府と協同して事を行はんとするが如き斷じて其必要を認めざるみとなれば改革の一事は朝鮮自主の權力に一任して他より關係せざるみそ事の當を得たるものなる可し左れば朝鮮の改革に就ては日支兩國の間に協同云々の必要を見ざるは勿論なれども左るにても我輩の甚だ不審に堪へざるは彼の支那政府の擧動なり一方に於ては手を換へ品を換へ外國にまでも依賴して種々樣々の事を申込み以て平和の體面を裝ひながら一方には頻りに大兵を用意して朝鮮に向はしめんとするの形迹あるは果して如何なる目的なるや我輩の觀察を以てすれば彼の政府が此際に及んでも尙ほ種々樣々の事を申出して只管時日の遷延を勉むるは其間に戰爭の準備を整へんとするものに外ならずして彼の敵意は既に充分なりと認むる其證據は現に牙山の近海に於ては彼の軍艦が日本の軍艦に向て發砲したるの事實あり又確かなる筋の報告に據れば一萬二千の清兵は陸路より朝鮮に發向し昨今は既に國境を踰へて義州邊に到着したる日取なりと云ふ彼れと云ひ是れと云ひ其事實既に確實なる以上は假令ひ彼の政府の飾より如何なる事を申込み或は其出兵は全く觀兵の爲めにして戰意あるに非ずなど辯解するも日本國は飽までも彼に敵對の意あるものとして之に對せざるを得ず左れば諸外國の人々が好意を以て兩國の平和に盡力せんとするも支那政府の擧動にして既に斯くの如くなる上は最早や平和の望はある可らず其好意は幾重にも謝する所なれども今日と爲りては致方なき次第なれば斷然みれを謝絶するの外なかる可し或は支那が實際には既に戰爭の實を演じながら朝鮮の出兵は一種の觀兵式にして直接に日本に對して事を開かんとするに非ずなど云々するも今や朝鮮政府も自から獨立の實を表して其保護を日本に依賴したるみとなれば若しも朝鮮の地に謂はれもなく大兵を出すが如きみともあらば其口實は如何にしても實際は其獨立を危ふするの目的を懷くものと認め用捨なく日本の兵力を以て之を打退く可きのみ日支兩國の間にいよいよ宣戰の實を見るは支那兵が朝鮮の國境內に入込みたる其瞬間に在りと知る可し

官報

○勅令

朕陸軍士官下士特別補充條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年七月二十九日

陸軍大臣伯爵　大山巖

○勅令第百三十號

陸軍士官下士特別補充條例

第一條　戰時若クハ事變ニ際シ陸軍士官及下士ノ缺員アルトキハ其ノ補充ニ關スル諸條規ニ依ルノ外仍本條例ニ依リ補充スルコトヲ得

第二條　士官ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ補充スルコトヲ得但補充ヲ爲スヘキ時期及區分ハ陸軍大臣ノ指定ニ依ル

一　各兵科現役見習士官
二　見習醫官及見習藥劑官
三　見習獸醫官
四　豫備見習士官

第三條　動員ヲ行ヒタル師團ハ必要ニ應シ左ニ掲クル者ヲシテ各士官ノ勤務ニ服セシムルコトヲ得

一　各兵科現役見習士官
二　見習醫官及見習藥劑官
三　見習獸醫官
四　豫備見習士官

第四條　動員ヲ行ヒタル師團ハ必要ニ應シ左ニ掲クル者ヲ見習醫官、見習獸醫官、見習藥劑官ト爲シ各士官ノ勤務ニ服セシムルコトヲ得

一　軍醫生及藥劑生
二　獸醫生

第五條　戰時若クハ事變ニ際シ召集ニ應シタル者ニシテ左ニ掲クル者ハ必要ニ應シ豫備見習士官ト爲シ士官ノ勤務ニ服セシムルコトヲ得

一　一年志願兵終末試驗及第證書ヲ所持スル者
二　士官適任證書ヲ所持スル豫備後備准士官下士

第六條　動員ヲ行ヒタル師團ハ必要ニ應シ左ニ掲クル者ノ中ヨリ下士ノ補充ヲ爲スコトヲ得

一　入隊後五箇月ヲ經過シタル一年志願兵
二　現役豫備後備上等兵
三　現役豫備後備看護手
四　獸醫學校卒業ノ豫備後備蹄鐵工長

第七條　軍吏部下士ノ補充ハ必要ニ應シ軍吏部下士志願ノ上等兵ニシテ隊附軍吏ニ附屬シ若クハ監督部等ニ於テ會計事務見習者中適任ノ者ヲ以テスルコトヲ得

第八條　第二條ニ該ル者ノ任官ハ陸軍大臣專行ス

戰地ニ在テハ特ニ補除ノ權ヲ委任セラレタル首將之ヲ專行スルコトヲ得

第九條　第四條及第五條ニ該ル者ノ身分取扱及諸給與（給料ヲ除ク）ハ豫備後備將校補充條例第五條ニ拘ル者ニ同シ

第十條　第六條及第七條ニ該ル者ノ任官ハ師團長屯田兵司令官ノ認可ヲ得テ聯隊長（聯隊ヲ成サヽル隊ニ在テハ其ノ隊長警備隊ニ在テハ師團長、屯田兵司令官）師團監督部長、軍醫長又ハ屯田兵監督部長、軍醫長之ヲ行フ但屯田兵、砲兵、工兵隊ニ在テハ屯田兵司令官自ラ之ヲ行フ

前項ノ委任ヲ受ケタル者ハ必要ニ應シ各兵科各部ノ現役下士補充條例ニ規定スル下士候補名簿ノ順序ニ拘ラス任官スルコトヲ得

第十一條　第三條第四條第五條ニ該ル者ハ現役ヲ離ルヽトキ若ノ士官ニ任セラルヽ者ハ之ト同等以上ノ權アルコトヲ得其ノ士官ニ任セサル者ハ前項ニ依リ士官ト爲スハ各兵科ニ在テハ將校會議、衛生部ニ在テハ衛生部士官會議ニ於テ可決シタル者及經理部及軍吏部ニ在テハ所屬長官及同部士官ノ銓衡ヲ爲ス者ニ限ル

第十二條　本條例ニ依リ士官ニ任セラレタル者ノ服役ハ一年志願兵ニシテ豫備見習士官又ハ見習醫官若クハ見習獸醫官タリシ者ニ在テハ徵兵令第六條及第十一條ノ規程ニ、士官適任證書ヲ所持スル准士官下士ニ在テハ豫備後備將校補充條例第十五條及第十六條ノ規程ニ從フモノトス

第十三條　第六條第一ニ依リ下士ニ任セラレタル者ノ服役ハ徵兵令第六條及第十一條ノ規程ニ、同條第二乃至第四及第七條ニ依リ下士ニ任セラレタル者ノ服役ハ徵兵令第三條、第四條、第六條及屯田兵條例第四條ニ從フモノトス

第十四條　大本營ニ軍事內局ヲ置キ將校、同相當官ノ人事ヲ取扱フトキハ其ノ職務ニ關スルモノニ付テハ第二條但書及第八條第一項ヲ適用セス

勅令第百三十號參照

法律第一號徵兵令（明治二十二年一月二十二日官報）抄錄

第三條　常備兵役ハ分テ現役及豫備役トス

現役ハ陸軍ハ三箇年海軍ハ四箇年ニシテ滿二十歳ニ至リタル者之ニ服シ豫備役ハ陸軍ハ四箇年海軍ハ三箇年ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服ス

第四條　後備兵役ハ五箇年ニシテ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第六條　各兵役ノ期限ハ戰時又ハ事變ニ際スルトキ若クハ航海中又ハ外國駐剳中ハ其期ヲ延スルコトアル可シ

第十一條　滿十七歳以上滿二十八歳以下ニシテ官立學校（小學科及師範學校ヲ除ク）府縣立師範學校中學校若クハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校若クハ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學……書ヲ所持シ若クハ陸……等ノ費用ヲ自辨スル……ヲ得但費用ノ全額ヲ……ルコトアル可シ

前項ノ一年志願兵ハ……ニ五箇年間後備役ニ……滿十七歳以上滿二十……ヲ所持シ官立公立小……ユ其服役ニ關スル……前項ノ現役ヲ終リタ……第三項又ハ第四項ニ……該ユル者ハ抽籤ノ法……項ニ依リ一年志願兵……

勅令第六十九號陸軍……二日官報）抄錄

第一條　陸軍豫備將校……
第一　一年志願兵ニ……備役ニ入ル者

第五條　勤務演習ニ召……爲シ現役見習士官ト……

第十五條　軍醫生藥劑生及……

第十五條　豫備後備將校……タハ事變ニ際スルト……

第十六條　豫備後備將校……ヲ所持スル者ヨリ補充……士官適任證書ヲ所持……ニ當ル者ノ例ニ依ル……

勅令第百八十一號屯田……

第四條　屯田兵ノ服役……年トス

後備服役中ハ戰時若……ノ爲メ召集シ及簡閱點……服役期限中滿四十歳……キハ其家族中適當ノ男……男子ナキトキハ兵役ヲ……屯田兵ニシテ召募ノ……義務ヲ履行セサル者……

第七條　各兵役ノ期限……タハ臨時ニ演習或ハ……ハ其期限ヲ延スコト……

雜報

○擾亂絶倒、……徒に尊大誇言、……國朝鮮の事起りて以……するもの多く此程……名の中に横濱に於て……あり其出發に臨み一……抱腹に堪へざるもの……るものあれば今譯し……天朝中華に居り十……を有つ、今日本小……大國と釁を交へん……し、日本を以て中……日本三つの敗兆あ……に怨嗟の聲なし其……財政困難にして國……々征討を試み北の……ち今朝鮮に於て日……なり、而るに日本……と交戰せし事なし……怨恨を生ず其敗二……釁を內廷に遲らし……而るに日本伊藤黑……にあり其敗三なり……んと欲す嗟乎惜む……

○承認濟の獻金

……せし獻金は左の如し

金百圓　兵庫　高井……
金百圓　群馬　清水……
金百圓　東京　……
金五十圓　靜岡　鈴……
金五十圓　同　……
金五十圓　靜岡　……
金二十五圓　宮城　……
金十圓　神奈川　……
金十圓　同　……
金十圓　兵庫　……
金十圓　長野　……